

令和4年6月15日

研究費等の不正使用根絶に向けた決意表明

国立大学法人愛媛大学
学長 仁科 弘重

文部科学省において、令和3年2月に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正され、また、他省庁においても同様の改正がなされています。

改正の趣旨は、依然として様々な形で研究費不正が発生していることから、研究費不正根絶のために、各研究機関において全ての構成員の意識を高め、不正を起こさせない組織風土を形成することです。

本学においても、「国立大学法人愛媛大学における研究費等の不正使用防止規程」、「国立大学法人愛媛大学における研究費等に関する適正使用推進計画」を策定し、研究費等の不正使用防止に向けた各種の取り組みを行って参りましたが、今回の改正を踏まえて、研究費等の運営及び管理について最終責任を負う最高管理責任者として、研究費等の不正使用を起こさせない組織風土を形成すべく、啓発活動を含む各種の取り組みを先導し、研究費等の不正使用根絶に向けて努めて参ります。

教職員の皆様は、「国立大学法人愛媛大学の研究費等の運営及び管理に関する基本方針」及び「国立大学法人愛媛大学における研究費等の使用に関する行動規範」を理解し、また、研究費等の運営及び管理に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程・ハンドブック等、並びに研究費等の配分機関が定める使用ルール等の遵守を徹底してください。